

地方自治法の概要

(テキスト無料ダウンロード)

団体職員をつぶやき
(気ままな)



1 地方自治法について

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、**法律**でこれを定める。(憲法92条)



この法律は、**地方自治の本旨**に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における**民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする** (地方自治法1条)

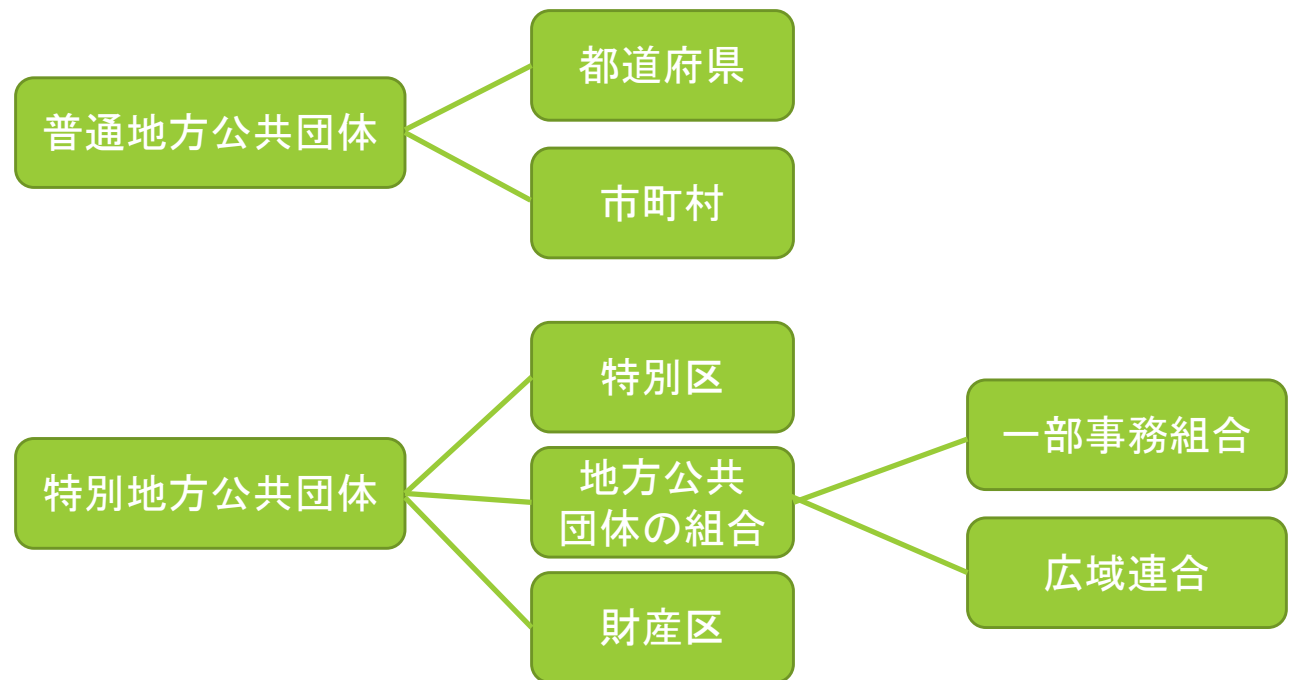
団体自治(自由主義)と
住民自治(民主主義)の原則

2 地方公共団体の種類

地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする
(地方自治法第1条の3)



3 地方公共団体の特徴①

【都道府県と市町村との共通点】

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として**議会を設置**する。 (憲法93条1項)

地方公共団体の長、その議会の**議員**及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、**直接これを選挙**する。 (憲法93条2項)

地方公共団体は、その**財産を管理し**、**事務を処理し**、及び**行政を執行する**権能を有し、法律の範囲内で**条例を制定することができる**。 (憲法94条)

一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。 (憲法95条)

3-1 地方公共団体の特徴②

【都道府県と市町村との相違点】

都道府県は、市町村を包括する**広域の地方公共団体**として、(略)一般の市町村が処理することが**適当でない**と認められるものを処理するものとする。

(地方自治法2条5項)

市町村は、**基礎的な地方公共団体**として、(略)**都道府県が処理するもの**とされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

(地方自治法2条3項)

- ⇒ 都道府県と市町村は**対等**な協力関係にある
市町村は都道府県の**条例遵守義務**
都道府県の**一定の関与**が認められている

3-3 地方公共団体の特徴③

【一部事務組合】

普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。。（地方自治法第284条第2項）

市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。。（地方自治法第285条）

地方公共団体の特徴④

【一部事務組合設立要件】

関係地方公共団体の協議による**規約の制定**

+

①都道府県が加入するとき:総務大臣の許可

②その他のもの:**都道府県の許可**

【一部事務組合選出】

議会の議員・管理者は規約により選挙又は選任される

関与

「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の**関与**」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関に規定する事務をつかさどる機関又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為をいう。
(助言又は勧告・資料の提出の要求・是正の要求・同意・許可、認可又は承認・指示・代執行)

【関与に不服がある場合の審査申出先】

国から普通地方公共団体への関与 ⇒ 国地方係争処理委員会
普通地方公共団体の関与 ⇒ 自治紛争処理市委員

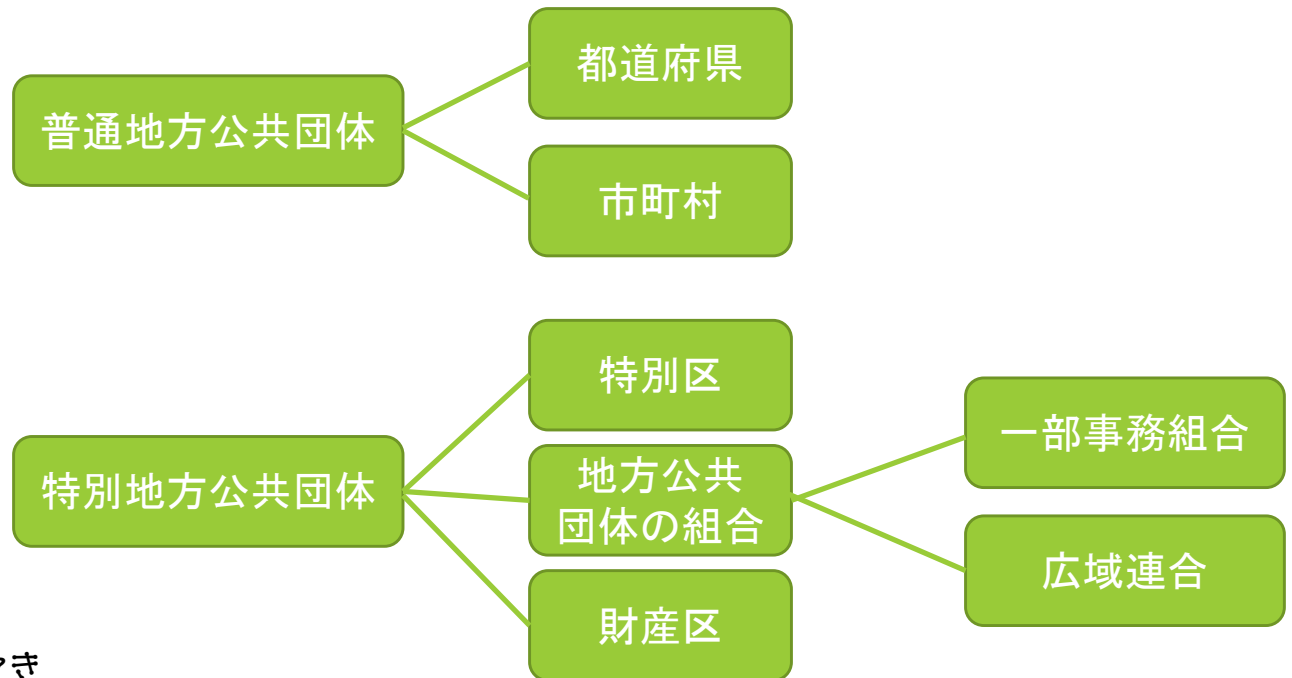
⇒ これらの判断に不服があるときは**高等裁判所**に訴えることができる

おさらい 地方公共団体の種類

地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする
(地方自治法第1条の3)



YouTube



団体職員をつぶやき
お願いいたします。